



島根県報

平成24年9月28日（金）

第2,431号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定	（ " ）	2
保安林の指定施業要件の変更	（ " ）	2
都市計画事業変更の認可	（下 水 道 推 進 課）	3

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	3
平成24年度前期技能検定（3級は除く。）試験の合格者	（雇 用 政 策 課）	6

【特定調達公告】

暴力団情報管理システムの賃貸借及び付帯する導入業務委託に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	8
---	-----------	---

【公安告示】

警備員等の検定等に関する規則第2条の表6の項上欄の規定による島根県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務	（警 察 本 部）	11
---	-----------	----

告 示**島根県告示第537号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
あいむ薬局 神立店	出雲市斐川町併川字神立705-1	平成24年9月18日

島根県告示第538号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市伯太町峠之内786-44
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第539号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
出雲市大社町杵築東字鶴山3241-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
(関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の

3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年9月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
浜田市金城町長田イ467-1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 施行者の名称
浜田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
旭都市計画下水道事業
浜田市公共下水道（旭処理区）
- 3 事業施行期間
平成13年6月22日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成13年島根県告示第491号、平成18年島根県告示第476号及び平成21年島根県告示第170号の事業地のうち、浜田市旭町今市栄、丸原柳、御神本及び岩地谷地内において事業地を変更し、浜田市旭町木田木田6及び木田8を加える。

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表す

る。

平成24年 9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万9千トン（平成21年）、生産額で200億円（平成21年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国固有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成23年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量	平成24年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	22,000トン	22,000トン
まあじ	37,000トン	38,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成23年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量	平成24年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	21,000トン	21,000トン
まあじ	中型まき網漁業	34,000トン	35,000トン

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組みを強化する。

(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

平成24年度前期技能検定（3級は除く。）の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成24年9月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 級技能検定

造園（造園工事作業）

A 甲0001 A 甲0003 B 0001 C 0002 C 0003 C 0004

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0008

金属熱処理（一般熱処理作業）

A 甲0002 A 甲0006 A 甲0009 C 0002 C 0003

金属熱処理（高周波・炎熱処理作業）

C 0001

機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0001 C 0001 C 0002

機械加工（数値制御旋盤作業）

A 甲0001

機械加工（フライス盤作業）

C 0001

機械加工（マシニングセンタ作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 C 0001 C 0003 C 0005

鉄工（構造物鉄工作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009

建築板金（内外装板金作業）

A 甲0001 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 C 0001

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

C 0001

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

A 甲0004 C 0001 C 0003 C 0004

建設機械整備（建設機械整備作業）

A 甲0005 C 0002

家具製作（家具手加工作業）

A 甲0002

建具製作（木製建具機械加工作業）

A 甲0004 C 0002

とび（とび作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011
A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019
A 甲0020 A 甲0024 A 甲0026 B 0002 B 0003

左官（左官作業）

A 甲0001 B 0001 B 0002

畳製作（畳製作作業）

A甲0001

型枠施工（型枠工事作業）

D0001

防水施工（FRP防水工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 C0001

内装仕上げ施工（木質系床仕上げ工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

A甲0001 A甲0002

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

A甲0001 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 C0001

表装（壁装作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 C0001 C0002 C0003 C0005

塗装（建築塗装作業）

A甲0001 A甲0004 A甲0005 A甲0010 A甲0012 C0002 C0007 C0009

単一等級技能検定

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業）

A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 B0001 B0003

路面標示施工（加熱ペイントマシンマーカ－工事作業）

A甲0001 C0001

産業洗浄（高圧洗浄作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 B0001 B0003 B0004

2級技能検定

造園（造園工事作業）

A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 C0001

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009
A甲0010 C0001 C0002 C0003 C0004

金属熱処理（一般熱処理作業）

A甲0004 A甲0009 A甲0010 A甲0012 B0003

金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）

A甲0001

機械加工（普通旋盤作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 D0001 D0002

機械加工（数値制御旋盤作業）

A甲0007 A甲0011 B0001

機械加工（フライス盤作業）

D0001

機械加工（平面研削盤作業）

A甲0002 B0001 C0001

機械加工（マシニングセンタ作業）

A甲0004 A甲0006 A甲0008 A甲0022

放電加工（ワイヤ放電加工作業）

A甲0002

鉄工（構造物鉄工作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0009 A甲0010 A甲0011 B0001

建築板金（内外装板金作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 B0001

仕上げ（治工具仕上げ作業）

B0001 B0002

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

A甲0004 C0002 C0003 C0004 C0005 D0001

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0007 A甲0013 A甲0017 A甲0019 A甲0020
A甲0023 B0011 B0012 C0001 C0002 C0003 D0001

建設機械整備（建設機械整備作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0007 A甲0011 A甲0012 B0002
C0001

家具製作（家具手加工作業）

A甲0001

とび（とび作業）

A甲0006 B0005

左官（左官作業）

A甲0002

畳製作（畳製作作業）

A甲0001

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

A甲0001 A甲0003

表装（壁装作業）

A甲0001 A甲0004 C0001

塗装（建築塗装作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 C0001

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A甲0002

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年9月28日

島根県警察本部長 彦坂正人

1 入札に対する事項

(1) 件名

暴力団情報管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

(4) 委託業務

入札説明書による。

(5) 委託期間

契約の日から平成24年12月26日まで

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登載された者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買・借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても上記(1)～(5)の要件を満たす者であること。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2235、2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成24年9月28日から同年10月22日までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は行わない。

(3) 入札説明会

行わない

(4) 入札書の提出期限

平成24年11月15日 午後2時00分（郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。）

(5) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 平成24年11月15日 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成24年11月2日正午までに、入札説明書に定める申請書及び所定の提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject matter for tender : The contract which builds the system which manages gang information, and the leasing contract of the system.

(2) Bid tendering Date : November 15, 2012, 2 : 00P.M.

(It is necessary to reach for mail by noon November 15, 2012)

- (3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510 TEL : 0852-26-0110 (ext.2235 or 2236)

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第99号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表6の項上欄の規定により、島根県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成25年4月1日から施行する。

警備員等の検定等に関する規則第2条の5の項の上欄の規定による島根県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成18年島根県公安委員会告示第131号）は、廃止する。

平成24年9月28日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

路 線	区 間
国道9号	島根県の全域
国道54号	島根県の全域
国道191号	島根県の全域
国道431号	島根県の全域
国道485号	松江市の全域
主要地方道松江鹿島美保関線	松江市袖師町3番地先から同市鹿島町恵雲509番1地先まで